

## 介護保険制度に関する意見書

本年4月から、介護保険制度の見直しの一つとして訪問介護における生活援助の時間短縮と介護報酬の引下げが行われました。

本来、生活援助とは、ホームヘルパーと一緒に調理をすることなどにより利用者の自立支援や要介護度の悪化を防止する重要なサービスですが、この見直しによって、在宅の訪問介護利用者にはサービスの切り詰めを、また、サービス提供事業者には経営難といった状況を引き起こしていることが指摘されています。

よって、国におかれましては、訪問介護など4月から見直されたサービス提供時間の短縮や介護報酬の引下げによる影響等を調査し、その結果を基に安心して利用できる介護保険制度を確立するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月25日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

厚生労働大臣